

【件名】

中野区感染症予防計画（案）について

【要旨】

1 計画案の作成

中野区感染症予防計画（以下「区予防計画」という。）は、改正後の感染症法の規定により東京都感染症予防計画（以下「都予防計画」という。）に即した計画の策定が新たに義務付けられている。令和6年4月の施行に向けて、東京都感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）での協議事項等も踏まえ、区予防計画（案）を作成した。

2 策定の流れ

連携協議会に加え、新たに実務担当者会議が令和5年11月より開催されており、都・保健所間及び保健所相互の実務担当者による情報共有を行っている。

医師会等への意見照会を行った後、都へ区予防計画案を提出する。

3月に開催される連携協議会で、都予防計画案を含めた保健所設置市及び特別区の予防計画案を共有し協議が行われる。協議終了後、区は区予防計画を策定し、都は提出された全ての予防計画を都予防計画とともに国へ提出する。

なお、一連の過程で、都から区予防計画案に修正等の調整が生じる可能性がある。

3 今後の予定

令和6年2月 東京都へ区予防計画案を提出（区）

区予防計画案の内容確認、修正依頼（都）

令和6年3月 連携協議会で都予防計画案を含めた保健所設置市及び特別区の予防計画案を共有（都）

区予防計画を策定、議会報告（区）

国へ全ての予防計画を提出（都）

令和6年4月 施行（区）